

議案第37号

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年6月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年加西市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を経過する日」を「3年を経過する日」に改め、同条第2項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、令和4年3月31日までに新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第2条に規定する中小連結法人については、新条例第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

(審議資料)

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- ・企業の地方拠点強化に関する課税の特例措置の延長（令和 6 年 3 月 31 日まで）
- ・計画認定から対象設備の供用開始までの期限を延長（2 年以内→3 年以内）
- ・引用条文の条ずれの修正